## 青梅市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年9月1日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

## (説明)

東京都道路占用料等徴収条例の一部改正に準じて占用料の額を改めたいので、この条例案を提出いたします。

## 青梅市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

青梅市道路占用料等徴収条例(昭和51年条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

占用物件		占用料		
		単位	金額	
法第32条第	第1種電柱	1本につき1年	円	
1項第1号に			1, 490	
掲げる工作物	第2種電柱		2, 280	
	第3種電柱		3, 080	
	第1種電話柱		1, 320	
	第2種電話柱		2, 140	
	第3種電話柱		2, 910	
	その他の柱類		1 3 0	
	共架電線その他上空に設け	長さ1メートル	1 3	

	る線類	につき1年			
	地下電線その他地下に設け				8
	る線類				
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,	3 0	0
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方		7 9	0
		メートルにつき			
		1 年			
	変圧塔その他これに類する	1個につき1年	2,	6 1	0
	ものおよび公衆電話所				
	広告塔	表示面積1平方	8,	8 0	0
		メートルにつき			
		1 年			
	その他のもの	占用面積1平方	2,	6 5	0
		メートルにつき			
		1 年			
法第32条第	外径が0.07メートル未満	長さ1メートル		5	5
1項第2号に	のもの	につき1年			
掲げる物件	外径が0.07メートル以上			7	9
	0. 1メートル未満のもの				
	外径が0. 1メートル以上			1 2	0
	0.15メートル未満のもの				
	外径が0.15メートル以上			1 5	0
	0.2メートル未満のもの				
	外径が0.2メートル以上			2 3	0
	0. 3メートル未満のもの				
	外径が0. 3メートル以上			3 1	0
	0. 4メートル未満のもの				
	外径が0.4メートル以上			5 5	0
	0. 7メートル未満のもの				
	外径が0.7メートル以上1			7 9	0
	メートル未満のもの				

	外径が1メートル以上のも			1,	5 9 0
	の			ŕ	
法第32条第1	- 1 項第3号に	掲げる施設	占用面積1平方	2,	6 1 0
			メートルにつき		
			1 年		
法第32条第	1 項第 4 号に	掲げる施設	占用面積1平方	1,	4 0 0
			メートルにつき		
			1 年		
法第32条第	上空に設ける	5通路	占用面積1平方	4,	9 5 0
1項第5号に	地下に設ける	る通路	メートルにつき	2,	9 7 0
掲げる施設	その他のもの	か	1 年	2,	6 1 0
(地下街およ					
び地下室を除					
< ₀ )					
法第32条第	祭礼、縁日等	等に際し、一時的	占用面積1平方		8 8
1項第6号に	に設けるもの	D	メートルにつき		
掲げる施設			1 目		
	商品置場その他これに類す		占用面積1平方	8,	8 0 0
	るもの		メートルにつき		
			1 年		
道路法施行令	看板(アーチ	看板 (アーチ式であるものを		8,	8 0 0
(昭和27年	除く。)		メートルにつき		
政令第479			1 年		
号。以下「令」	標識		1本につき1年	2,	1 4 0
という。)第	旗ざおおよ	祭礼、縁日等に	占用面積1平方		8 8
7条第1号に	び幕	際し、一時的に	メートルまたは		
掲げる物件		設けるもの	1本につき1日		
		その他のもの	占用面積1平方	8,	8 0 0
			メートルまたは		
			1本につき1年		
	アーチ式工	車道を横断する	1 基につき 1 年	88,	0 0 0

1	乍物	もの			
		その他のもの		4 4,	0 0 0
令第7条第4号に掲げる工事用施設および			占用面積1平方	8,	8 0 0
同条第5号に掲げる工事用材料の置場			メートルにつき		
			1年		

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の青梅市道路占用料等徴収条例の別表の規定は、 令和3年4月1日以後の占用にかかる占用料について適用し、同日前の 占用にかかる占用料については、なお従前の例による。